◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第390号（H29.2.24）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝3件（2月17日～2月23日分）
(1)乗合バスの車内事故
(2)法人タクシーの死傷事故
(3)個人タクシーの死傷事故
2.「トラック運送における生産性向上セミナー」を開催します！～あわせてトラック運送事業者のための「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」等を公開～
3.2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！－大型自動車等ユーザーへの日常点検整備及び一定走行後の増し締めの再徹底－
4.事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の再徹底について通達を発出（中部運輸局発）

◇◇◇

この事故により、歩行者が死亡した。
現場は片側5車線で、タクシーは第4通行帯を走行していたとのこと。
歩行者が路上で横臥していた模様。

上記3件の死傷者数計：死亡2名、重傷1名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

【3.2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！－大型自動車等ユーザーへの日常点検整備及び一定走行後の増し締めの再徹底－】
（配信日：H29.2.3）

大型自動車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス）のホイール・ボルト折損やホイール・ナットの脱落により車輪が脱落した場合、歩行者や他の車両の乗員に大きな被害を与える可能性があり、従来から同事故の防止に向け周知を行っているところです。
平成28年4月から12月までの車輪脱落事故発生件数は29件（速報値）と前年同期（28件）よりも多くなっている状況です。
このため、国土交通省では、同事故の月別発生件数のピークとなる2月を前に自動車関係団体を通じ、大型自動車等のユーザーに対して、日常（運行前）点検での確認、一定走行後の増し締めを再徹底することにより、同事故の防止を図ります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000151.html

◇◇◇

等に飲酒運転防止に係る対策を実施されるようお願いいたします。

記

（資料）
「飲酒運転防止対策マニュアル」は全日本トラック協会のHP
http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/inshuunten_boushi_ver3.pdf
からダウンロードしてください。

◇◇◇

に修理を受けましょう。

◆◆◆